

かごしまの竹で育む産地づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、豊富な竹林資源を生かし早掘りたけのこの生産体制の強化や竹林資源の有効活用の促進を図るため、予算の定めるところによりかごしまの竹で育む産地づくり事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業及び経費、補助事業者（補助金の交付の対象となる者をいう。以下同じ。）、事業主体（当該事業を行う市町村、団体等をいう。以下同じ。）並びに補助率は、別表第1のとおりとする。

2 補助金の交付の対象となる事業の事業種目、工種等は、別表第2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 実施設計書等（事業費の積算根拠となる資料）
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定める期日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条第1項の規定による条件は、別記に定めるとおりとする。

2 前項のほか、補助金の交付の目的を達成するために必要と認める事項がある場合は、その事項を条件として付するものとする。

(決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次のとおりとする。

- (1) 事業主体の変更
- (2) 事業実施箇所の変更

- (3) 事業主体ごとの補助金の額の変更
- (4) 事業主体ごとの「事業種目」及び「工種」の新設又は廃止
- (5) 事業主体ごとの「工種」ごとの事業量の30パーセントを超える増減
- (6) 構造、規格又は規模の変更

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書（別記第2号様式）
- (2) 変更収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 変更設計書等（事業費の積算根拠となる資料）
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第6号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

（事業の補助金交付決定前着手）

第8条 規則第3条第1項の申請をした者は、やむを得ない事情により補助金の交付の決定前に当該申請に係る事業に着手する必要がある場合には、事前着手承認申請書（別記第8号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときは、その旨を事前着手承認通知書（別記第9号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（事業の着手）

第9条 補助事業者は、補助事業に着手したときは事業着手報告書（別記第10号様式）を直ちに知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第10条 補助事業者は、規則第11条の規定による状況報告を行うときは、補助金の交付の決定を受けた年度の10月31日現在における、補助事業の遂行状況報告書（別記第11号様式）を作成し、11月10日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第12号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第2号様式）
- (2) 収支精算書（別記第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業が完了したときから10日以内又は当該事業年度の3月15日までのいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

（補助金の額の確定）

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第13号様式）により行うものとする。

（補助金の交付請求書等）

第13条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第14号様式のとおりとする。

- 2 知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定額の2分の1を限度額として概算払をすることができる。
- 3 規則第16条第3項の概算払申請書は、別記第15号様式のとおりとする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月30日から施行する。
- 2 この要綱の制定に伴い、かごしまの竹と生きる産地づくり事業補助金交付要綱（令和元年5月7日制定）は、廃止する。

別表第 1 (第 2 条関係)

事業区分	事 項	補助金の交付の対象となる経費	補助事業者	事 業 主 体	補助率等
の び の び 生 産 体 制 づ く り	たけのこ・竹材生産林の整備	たけのこ生産林及び竹材生産林における竹林改良、管理路整備に要する経費。 ただし、市町村以外が事業主体の場合は事業に要する経費を市町村が別途助成する場合に限り補助対象とする。	市町村	市町村，森林組合，農業協同組合，農事組合法人，林業者等の組織する団体，知事の認める民間企業	3分の1以内
		たけのこ生産林及び竹材生産林の台風被害等の復旧に要する経費。 ただし、市町村以外が事業主体の場合は事業に要する経費を市町村が別途助成する場合に限り補助対象とする。	市町村，森林組合，農業協同組合，農事組合法人，林業者等の組織する団体，知事の認める民間企業	市町村，森林組合，農業協同組合，農事組合法人，林業者等の組織する団体，知事の認める民間企業	3分の1以内
	生産・加工機械の整備	たけのこ及び竹材の生産・加工に必要な機械の整備に要する経費。 ただし、市町村以外が事業主体の場合は事業に要する経費を市町村が別途助成する場合に限り補助対象とする。	市町村	市町村，森林組合，農業協同組合，農事組合法人，林業者等の組織する団体，知事の認める民間企業	3分の1以内
さらさら需要づくり	竹林資源の新たな活用推進	新たなたけのこ加工品及び竹製品の開発と普及・PRに要する経費。	市町村，森林組合，農業協同組合，農事組合法人，林業者等の組織する団体，知事の認める民間企業	市町村，森林組合，農業協同組合，農事組合法人，林業者等の組織する団体，知事の認める民間企業	2分の1以内

別表第2（第2条関係）

事業区分	事項	事業種目	工種	単位
のびのび 生産体制 づくり	たけのこ・竹 材生産林の整 備	竹林改良	伐竹及び集材	h a
		管理路整備	管理路	m
		台風被害竹林の復旧	伐竹及び集材	h a
	生産・加工機 械の整備	生産・加工機械の整備	運搬機 粉碎機 真空包装機 竹粉製造機 その他	台 台 台 台 —
さらさら 需要づく り	竹林資源の新 たな活用推進	たけのこ加工品及び竹 製品の開発と普及・P R	たけのこ加工品及び竹製品の開発 と普及・P R	—

別記（第4条関係）

補助金交付の条件

1 のびのび生産体制づくり（たけのこ・竹材生産林の整備）関係

- (1) 補助事業者は、事業の実施に当たっては、かごしまの竹で育む産地づくり事業補助金交付要綱及び知事が別に定めるかごしまの竹で育む産地づくり事業実施要領に従わなければならない。
- (2) 補助事業者は、別表第2に定める事業種目のうち「竹林改良」、「台風被害竹林の復旧」の実施箇所について、事業完了年度の翌年度から起算して5年以内に、当該事業施工地の竹林以外の用途への転用を行う場合は、当該事業施行地のうち当該転用等に係る竹林につき交付を受けた補助金に相当する額を返還しなければならない。ただし、公用、公共及び天災地変その他やむを得ない事由による場合は、補助金相当額の減免等について知事に協議することができるものとする。
- (3) 補助事業者は、別表第2に定める事業種目のうち「管理路整備」について、事業完了年度の翌年度から起算して5年以内に、当該事業で整備した管理路の全部又は一部の転用若しくは用途の変更を行う場合は、当該事業施工地のうち当該転用又は用途の変更に係る管理路につき交付を受けた補助金に相当する額を返還しなければならない。ただし、公用、公共及び天災地変その他やむを得ない事由による場合は、補助金相当額の減免等について知事に協議することができるものとする。
- (4) 上記（2）及び（3）に掲げる補助金の返還がある場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出なければならない。
- (5) 補助事業者は、この補助金に係る収入、支出を明らかにした帳簿及び当該収入、支出についての証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間備え、整理保管しなければならない。
- (6) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業を行う事業主体に対し、前記（1）から（5）までに掲げる条件と同趣旨の条件を付さなければならない。
- (7) 補助事業者は、概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金の額に相当する額を遅滞なく事業主体に交付しなければならない。
- (8) 補助事業者は、間接補助金を交付した事業主体から間接補助金の全部又は一部について納付があった場合は、当該納付額のうち補助金に相当する額を県に納付しなければならない。

2 のびのび生産体制づくり（生産・加工機械の整備）関係

- (1) 補助事業者は、事業の実施に当たっては、かごしまの竹で育む産地づくり事業補助金交付要綱及び知事が別に定めるかごしまの竹で育む産地づくり事業実施要領に従わなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産である機械・器具（以下「機械・器具財産」という。）については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (3) 補助事業者は、機械・器具財産（取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のもの。）のうち減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。）に定められてい

る耐用年数に相当する期間（以下「処分及び転用制限期間」という。）内において、知事の承認を受けずに転用し、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

- (4) 補助事業者は、処分及び転用制限期間内に知事の承認を受けずに処分又は転用（以下「処分等」という。）を行った場合は、当該機械・器具財産の取得又は設置（以下「取得等」という。）に要した補助金の相当額の全部又は一部を県に返還しなければならない。

また、処分及び転用制限期間内に知事の承認を受けて当該機械・器具財産の処分等を行ったことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

ただし、公用、公共及び天災地変その他やむを得ない事由による場合は、補助金相当額の減免について知事に協議することができるものとする。

- (5) 補助事業者は、機械・器具財産が処分及び転用制限期間内に補助金の交付の目的を達成することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該機械・器具財産の取得等に要した補助金の全部又は一部を県に納付しなければならない。

- (6) 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、仕入れに係る消費税等相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならない。

なお、仕入れに係る消費税等相当額とは、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。

- ① 当該補助事業の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- ② 実績報告の提出後に、当該補助金額に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において上記①により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を実績報告を提出した翌年度の6月15日まで（当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定していない場合は翌々年度の6月15日まで）に知事に別記第16号様式により報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

- (7) 補助事業者は、事業主体が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産についてその実態を十分把握するよう努め、当該財産等が補助金の交付の目的に従って適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

- (8) 補助事業者は、この補助金に係る収入、支出を明らかにした帳簿及び当該収入、支出についての証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間備え、整理保管しなければならない。

ただし、処分及び転用制限期間を経過しない機械・器具財産等については、当該機械・器具財産の取得等を行った事業名、価格、補助金額、時期及び処分等状況その他財産管理に必要な事項を記載した台帳を備え、かつ関係書類を整備保管しておかななければならない。

- (9) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、事業主体に対し、前記（1）から（8）までに掲げる条件と同趣旨の条件を付さなければならない。

- (10) 補助事業者は、概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合は、当該概算払を受けた補助金の額に相当する額を、遅滞なく事業主体に交付しなければならない。

- (11) 補助事業者が、間接補助金を交付した事業主体から、その行った間接補助事業により取得、

又は効用の増加した財産の処分についての承認の申請を受理し、その承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (12) 補助事業者は、間接補助金を交付した事業主体から間接補助金の全部又は一部について納付があった場合は、当該納付額のうち補助金に相当する額を県に納付しなければならない。

3 さらに需要づくり（竹林資源の新たな活用推進）関係

- (1) 補助事業者は、事業の実施に当たっては、かごしまの竹で育む産地づくり事業補助金交付要綱及び知事が別に定めるかごしまの竹で育む産地づくり事業実施要領に従わなければならない。

- (2) 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、仕入れに係る消費税等相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならない。

なお、仕入れに係る消費税等相当額とは、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。

- ① 当該補助事業の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- ② 実績報告の提出後に、当該補助金額に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において上記①により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を実績報告を提出した翌年度の6月15日まで（当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定していない場合は翌々年度の6月15日まで）に知事に別記第16号様式により報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- (3) 補助事業者は、事業により取得し又は効用の増加した財産について、補助金の交付の目的に従って適正に管理運営されるようにしなければならない。
- (4) 補助事業者は、事業により取得し又は効用の増加した財産について、事業完了年度の翌年度から起算して5年以内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した場合は、交付を受けた補助金に相当する額を返還しなければならない。
- (5) 上記（4）に掲げる補助金の返還がある場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出なければならない。
- (6) 補助事業者は、この補助金に係る収入、支出を明らかにした帳簿及び当該収入、支出についての証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間備え、整理保管しなければならない。

別記

第1号様式（第3条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度かごしまの竹で育む産地づくり事業補助金交付申請書

年度においてかごしまの竹で育む産地づくり事業（注1）を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及びかごしまの竹で育む産地づくり事業補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 関係書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 実施設計書等（事業費の算出根拠となる資料）
 - (4) その他知事が必要と認める書類

注1の（ ）は、要綱別表第1の事業区分を記載する。

第2号様式（第3条，第6条，第11条関係）

かごしまの竹で育む産地づくり事業（変更）計画（実績）書

事業の内容及び経費の配分

1 事業の総括

事業区分	事業種目	総事業費	補助事業 に要する 経費	負担区分	
				県補助金	その他
		円	円	円	円
計					

- (注) 1 「事業区分」及び「事業種目」については，別表第1，2によること。
 2 交付申請，変更申請及び実績報告時に施工箇所位置図（1／50，000）を添付すること。
 3 変更計画（実績）については，上段に当初を（ ）書き，下段に変更の二段書きとすること。

2 事業の内容

かごしまの竹で育む産地づくり事業（変更）計画（実績）書

のびのび生産体制づくり（たけのこ・竹材生産林の整備）

事業主体名	施工箇所名	事業種目	工種	事業量	事業費 (A)+(B)+ (C)	事業費内訳			工期	
						県費 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	着工 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日
					円	円		円		
計										

- (注) 1 「事業種目」, 「工種」欄は, 別表第2によること。
 2 「施工箇所名」欄には, 施工箇所(大字・字・地番)を記載すること。
 3 変更のときは, 上段に当初を()書き, 下段に変更の二段書きとすること。

2 事業の内容

かごしまの竹で育む産地づくり事業（変更）計画（実績）書

のびのび生産体制づくり（生産・加工機械の整備）

事業 主体名	施工箇所名	事業種目	工 種	構造, 規 格又は規 模	事業量	事 業 費 (A)+(B)+ (C)	事 業 費 内 訳			工 着工 (予定) 年月日	期 完了 (予定) 年月日
							県費 (A)	市町村費 (B)	そ の 他 (C)		
		生産・加工機 械の整備				円	円	円	円		
計											

- (注) 1 「事業種目」, 「工種」欄は, 別表第2によること。
 2 「施工箇所名」欄には機械等の設置または保管場所を記載すること。
 3 変更のときは, 上段に当初を () 書き, 下段に変更の二段書きとすること。

2 事業の内容

かごしまの竹で育む産地づくり事業（変更）計画（実績）書

さらさら需要づくり（竹林資源の新たな活用推進）

事業主体名	事業種目	事業費 (A)+(B)+ (C)	事業費内訳			事業費の積算内訳
			県費 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
	<u>たけのこ加工品及び竹製品の開発 と普及・PR</u>	円	円	円	円	
計						

(注) 1 変更のときは、上段に当初を（ ）書き、下段に変更の二段書きとすること。

第3号様式（第3条，第6条，第11条関係）

かごしまの竹で育む産地づくり事業（変更）収支予算（精算）書

1 収 入

区 分	予算額	(精算額)	(増減額)	備 考
	円	円	円	
計				

2 支 出

区 分	予算額	(精算額)	(増減額)	備 考
	円	円	円	
計				

(注) 変更のときは，上段に当初を（ ）書き，下段に変更の二段書きとすること。

第4号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

年度かごしまの竹で育む産地づくり事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度かごしまの竹で育む
産地づくり事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により、下記
のとおり交付することに決定しました。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付の条件
別紙のとおり（別記（第4条関係）を添付すること）

第5号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度かごしまの竹で育む産地づくり事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度かごしまの竹で育む産地づくり事業（注1）を下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等交付規則第7条及びかごしまの竹で育む産地づくり事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円
（うち前回までの申請額 金 円）

2 計画変更の理由

3 関係書類

- (1) 事業変更計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) 変更設計書等（事業費の積算根拠となる資料）
- (4) その他知事が必要と認める書類

注1の（ ）は、要綱別表第1の事業区分を記載する。

第6号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事 印

年度かごしまの竹で育む産地づくり事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度かごしまの竹で育む
産地づくり事業（注1）の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定によ
り承認します。

注1の（ ）は、要綱別表第1の事業区分を記載する。

第7号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事 印

年度かごしまの竹で育む産地づくり事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度かごしまの竹で育む
産地づくり事業（注1）の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定によ
り承認し、下記のとおり変更決定します。

記

- 1 補助金の額 金 円
（うち前回までの決定額 金 円）
- 2 交付の条件
当初のとおり

注1の（ ）は、要綱別表第1の事業区分を記載する。

第8号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度かごしまの竹で育む産地づくり事業事前着手承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付申請をした 年度かごしまの竹で育む産地づくり事業を下記理由により早急に実施したいので、承認くださるよう申請します。

記

- 1 事前着手の理由
- 2 事業箇所
- 3 事業費
- 4 事業概要
- 5 着手予定年月日
- 6 完了予定年月日

第9号様式（第8条関係）

番
年 月 日 号

殿

鹿児島県知事 印

年度かごしまの竹で育む産地づくり事業事前着手承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度かごしまの竹で育む
産地づくり事業の事前着手は、下記条件を付して承認します。

記

条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業主体が負担するものとする。
- 2 当該事業の全部又は一部が補助の対象とならなかった場合においても、異議の申し立てはしないこと。
- 3 事前施行であっても、規則等を遵守すること。

第 10 号様式（第 9 条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

年度かごしまの竹で育む産地づくり事業着手報告書

年度かごしまの竹で育む産地づくり事業について、下記のとおり着手しましたので報告します。

記

交 付 決 定 通 知	年 月 日 第 号
事 業 種 目	
着 手 年 月 日	年 月 日
完 成（ 予 定 ） 年 月 日	年 月 日
事 業 主 体	
施行方法 請負の場合は請負者の住所氏名	
事 業 量	
事 業 費	
そ の 他	

第 11 号様式（第 10 条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

年度かごしまの竹で育む産地づくり事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった 年度かごしま
の竹で育む産地づくり事業の 年 10 月 31 日現在における遂行状況を下記のとおり報告
します。

記

事業主体	事業種目 工 種	計 画		出 来 高		進捗度 B/A %
		事業量	事業費 (A) 円	事業量	事業費 (B) 円	

第 12 号様式（第 11 条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度かごしまの竹で育む産地づくり事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づきかごしまの竹で育む産地づくり事業（注 1）を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第 13 条及びかごしまの竹で育む産地づくり事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

関係書類

- 1 事業実績書（第 2 号様式）
- 2 収支精算書（第 3 号様式）
- 3 その他知事が必要と認める書類

注 1 の（ ）は、要綱別表第 1 の事業区分を記載する。

第 13 号様式（第 12 条関係）

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

年度かごしまの竹で育む産地づくり事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった 年度かごしまの竹で育む産地づくり事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第 14 条の規定により、下記のとおり確定しました。

記

交付確定額 金 円

第 14 号様式（第 13 条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度かごしまの竹で育む産地づくり事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の交付決定（確定）通知書に基づく 年度かごしまの竹で育む産地づくり事業補助金を交付くださるよう鹿児島県補助金等交付規則第 16 条の規定により，下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 _____ 円

総 額	円
前回までの交付額	円
今回請求額	円
未請求額	円

預金口座番号
(金融機関名)

本店・支店 当座
普通

号

(フリガナ)
預金口座名義人

第 15 号様式（第 13 条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度かごしまの竹で育む産地づくり事業概算払申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった 年度かごしまの竹で育む産地づくり事業補助金を鹿児島県補助金等交付規則第 16 条及びかごしまの竹で育む産地づくり事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり概算払いして下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 概算払申請額 金 _____ 円

事業費	補助金	概算払受領済額	今回申請額	残 額
円	円	円	円	円

2 概算払を必要とする理由

第 16 号様式（別記（第 4 条関係））

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった 年度かごしまの竹で育む産地づくり事業（注 1）について、かごしまの竹で育む産地づくり事業補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鹿児島県補助金等交付規則第 14 条に基づく確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3 - 2） 金 円

（注） この報告書は、交付決定ごとに作成するものとする。